

# 兵庫県公報

平成19年9月28日 第5号外

発行人

兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目次

### 規 則

ページ

○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則（税務課） ..... 1

## 公布された法令のあらまし

### ●郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第62号）

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行により、郵政民営化に伴う関係法律等の整備が行われること等に伴い、次の規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県税条例施行規則
- 2 恩給の支給等の手続に関する規則
- 3 行政組織規則
- 4 兵庫県港湾施設管理条例施行規則
- 5 財務規則
- 6 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
- 7 福祉のまちづくり条例施行規則
- 8 環境の保全と創造に関する条例施行規則
- 9 個人情報保護に関する条例施行規則
- 10 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

## 規 則

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第62号

#### 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則

(兵庫県税条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「、郵便局」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「自動車税に係る」を削り、「納付する」を「納付し、又は納入する」に改め、同項を同条第2項とする。

(恩給の支給等の手続に関する規則の一部改正)

第2条 恩給の支給等の手続に関する規則（昭和36年兵庫県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第37条中「郵便局」の右に「又は郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行の営業所（以下「郵便局等」という。）」を加え、「恩給証書及び郵便振替支払通知書」を「振替払出証書」に改める。

第38条中「受給者があらかじめ指定した郵便局に裁定通知書及び郵便振替払出証書」を「郵便局等に振替



受給希望の郵便局名

郵便局

A 4

注 受給希望の郵便局名の欄には、異動後の現住所が県外のときのみ記入してください。

を

(ふりがな)

異 動 後

A 4

に改める。

(行政組織規則の一部改正)

**第3条** 行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第10条第11号中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

(兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部改正)

**第4条** 兵庫県港湾施設管理条例施行規則(昭和36年兵庫県規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第2港湾施設の設備を使用する場合の款上屋の項中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」を「国有資産等所在市町村交付金法」に改める。

(財務規則の一部改正)

**第5条** 財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第37条(見出しを含む。)中「小切手」を「小切手等」に改める。

第67条の2第2項第2号中「郵便振替払出証書又は郵便為替証書」を「振替払出証書又は為替証書」に改め、同条第3項中「郵便振替口座」を「振替口座」に、「郵便振替払込書」を「振替払込書」に改め、同条第4項中「郵便振替支払通知書」を「振替払出証書」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

**第6条** 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年兵庫県規則第73号)の一部を次のように改正する。

様式第16号(3面)の部〔注意事項〕5中「又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱い」及び「又は郵便局」を削る。

(福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

**第7条** 福祉のまちづくり条例施行規則(平成5年兵庫県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1の第1の部5の項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改め、同部11の項(4)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第2条第9項」を「第28条第1項」に、「証券会社」を「第1種金融商品取引業を行う者」に改め、「営業所」の右に「又は事務所」を加え、同項(3)中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同項に次のように加える。

(17) 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)による独立行政法人住宅金融支援機構の事務所

別表第1の第1の部14の項中「日本郵政公社法(平成14年法律第97号)第20条」を「郵便局株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第2項」に改める。

別表第4中1を削り、2を1とし、3を削り、4を2とし、5から12までを3から10までとする。

(環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

**第8条** 環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成8年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第13 10の項行為の欄2の(3)のオ中「国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第3章の3に定める」を「国立大学法人法(平成15年法律第112号)第5条第2項の規定により設置される」に改め、同欄2の(10)のエ中「国立学校設置法第3章の3に定める」を「国立大学法人法第5条第2項の規定により設置される」に改め、同表11の項行為の欄2の(1)中キを削り、クをキとし、ケをクとし、同欄2の(6)のオ中「国立学校設置法第3章の3に定める」を「国立大学法人法第5条第2項の規定により設置される」に改める。

(個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正)

**第9条** 個人情報の保護に関する条例施行規則(平成9年兵庫県規則第7号)の一部を次のように改正する。  
様式第11号注4中「郵便為替」を「為替証書」に改める。

(産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部改正)

**第10条** 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則(平成15年兵庫県規則第93号)の一部を次のように改正する。

別表第2の第1の部中7を削り、8を7とし、9から14までを8から13までとし、同表の第2の部中8を削り、9を8とし、10から15までを9から14までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条中福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の第1の部5の項の改正規定 学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日

(2) 第7条中福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の第1の部11の項(4)の改正規定 平成19年9月30日

(3) 第7条中福祉のまちづくり条例施行規則別表第1の第1の部11の項(3)の改正規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)の施行の日

(4) 第8条中環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第13 10の項行為の欄2の(3)のオ及び(4)のエ並びに11の項行為の欄2の(6)のオの改正規定 公布の日

(恩給の支給等の手続に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の前日に発行された郵便振替支払通知書又は郵便振替払出証書に係る恩給について同日以後にその支給を受ける場合における第2条の規定による改正後の恩給の支給等の手続に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第37条、第38条(改正後の規則第40条第2項において準用する場合を含む。)及び第41条の適用については、改正後の規則第37条及び第41条第4項中「振替払出証書」とあるのは「郵便振替支払通知書」と、改正後の規則第38条中「振替払出証書」とあるのは「郵便振替払出証書」とする。